

平成15年度第3回
宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日時：平成15年9月12日(金)
午前9時30分から午前10時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成15年度第3回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日 時：平成15年9月12日（金） 午前9時30分から午前10時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：宮本 和明 委員 浅野 孝雄 委員 小山 かほる 委員
山田 晴義 委員 山本 和恵 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第3回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、三浦企画部長よりあいさつを申し上げます。

三 浦 おはようございます。三浦でございます。

企 画 本日はお忙しいところ大変ありがとうございます。

この6月に「宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業」について、皆様方に専門的な立場からの調査審議をお願いいたしました。本日を含めて3回の部会が開催されております。本日答申の最終案をご審議いただくということになっております。委員の皆様方からは、この事業に対するさまざまな視点からのご示唆、ご提言、ご意見をいただいております。大変感謝申し上げます。

また、併せまして、この部会以外の場でも事務局がうるさいぐらいにといいますが、お忙しいところをお邪魔していろいろ相談させていただいております。また、部会での審議の際には、予め送らせていただきました資料も事前にご覧いただくなど、本当にいろいろな意味で大変なご負担をおかけいたしました。大変申し訳なく思っていますし、改めて感謝申し上げたいと思っております。

本日の部会終了後11時半に、宮本会長から知事あてに答申を行っていただきます。この事業について、皆様方から意見を頂戴するのは、今回が最後となるわけですが、県ではこれからこの答申を踏まえて、さらに評価を行い、評価書を作成するという作業があります。この評価書には答申の形で皆様から頂きますご意見の一つ一つに対しまして、県の考えを整理した上で完成させるのは勿論でございますが、本日も含めた3回の部会で頂戴した全てのご意見についても、しっかりと県の考えを整理させていただき、評価書に反映したいと考えておりますし、県としても十分に検討を行った上で事業に着手したいと考えております。

また、これまで至らなかった点もございますが、この制度を更に充実したものとすべく、我々事務局も懸命に努力申し上げたいと思っております。委員の皆様方のご熱意をしっかりと受け止め、県として県政運営の糧としていくということを改めて決意表明させていただきまして、御礼とごあいさつに代えさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は、宮本部長をはじめ、5名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、加藤委員、木下委員、林山委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

次に、マイク的使用方法についてご説明いたします。

ご発言の際は、まずマイクを立てていただき、次に右下のマイクスイッチをONにして、オレンジ色のランプが点灯してからお話をいただきたいと思います。発言が終わりましたら、マイクスイッチをOFFにいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

議長は宮本部長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

宮本部長 おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、この大規模事業評価部会の第3回目でございます。原則として今回は最終回というふうに考えております。

前2回のこの部会におきまして、委員の方々から色々なご意見を頂きながら、また、担当部局の方からご回答を頂きながら審議を進めてきておりました。その意見を基に、先程部長の方からごあいさつがございましたけれども、私とそれから全員の委員の方々の指示の下に、事務局でそれを答申案としてまとめていただきてきております。その中で色々な形で何回かやりとりをしております。その中では、今、部長、県の資料だけを我々が読んでというふうにおっしゃったようにも聞こえますが、実はこの位の資料（県民の方から直接委員宛に提出された意見の厚い束）を色々な形でご意見を頂いております。私の所だけでなく、各委員の方々の所に届いていると思いますが、これについても十分読ませていただいております。

準備の過程といたしまして、今日答申案を作ってくださいておりますが、あくまでも確認と決定はこの場でやるというのが基本方針でございますので、改めまして確認させていただきながら、最終答申案として決定させていただければというふうに考えております。時間も限られておりますけれども、十分な審議をしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、まず、議事の前に議事録の署名委員をお願いしたいと思っております。

お二人をお願いしたいのですけれども、今回は浅野副部長とそれから小山委員をお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

宮本部長 それでは、浅野副部長、小山委員、よろしく願いしたいと思っております。

次に会議の公開についてでございます。当会議は公開といたします。

傍聴人の方をお願いでございますが、傍聴に際しましては、本会議場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

まず、次第の3に入りまして議事でございます。

「(1) 前回審議事項についての追加説明」ですが、前回の部会で、委員からの質問・意見に対しまして、事業担当課の説明が十分ではないもの、未回答のものが一部ございました。それらにつきまして、ご説明をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

高橋 総務課長 それでは、前回の審議で追加資料及び資料の訂正を求められましたので、その内容をご説明させていただきます。

まず、追加資料でございますが、今回の事業における施設整備面積についてで

ざいます。附属資料14の学校施設保有面積をご覧ください。第三女子高等学校の整備面積は、校地は5万2,363平米、校舎は1万534平米、屋内運動場は2,310平米としております。校舎及び屋内運動場の整備面積につきましては、前回ご説明いたしましたとおり文部科学省において定める基準等を基に算出したものでございます。この整備面積の比較の対象といたしまして、普通科高等学校及び普通科が大半を占める高等学校の中から3校記載しております。第三女子高等学校とは生徒数、学級数が異なりますので、1人当たりの面積で比較いたしますと、校舎につきましては富谷高等学校の11,43平米に対しまして、第三女子高等学校は12,54平米となり、約10.9%の増となっております。屋内運動場につきましては、富谷高等学校の2,73平米に対しまして、第三女子高等学校は2,75平米となり、ほぼ同水準となります。

次に、資料の訂正でございます。

県民意見への対応についてでございます。資料2の大規模事業評価調書に関する意見への対応をご覧ください。意見8項目のうち、 に関する対応内容について、前回その理由が記載されていないというご意見を踏まえまして、加筆しております。まず、1行目の「校舎の改築に当たりましては、」の次に「生徒の教育環境の継続性の確保と事業費の縮減のため」までを追加いたしております。

それから、4行目の「なお」書き以下につきましては、その理由を追加いたしまして、その部分全文訂正しております。

の修正後の対応内容を読み上げます。

校舎の改築に当たりましては、生徒の教育環境の継続性の確保と事業費の縮減のため、これまでも可能な限り仮校舎を建設せずに現有校舎を使用しながら新しい校舎を建設してきており、三女高の改築についても、現在のところ同様に実施することとしています。

なお、旧工業技術センター跡地に仮校舎を建設する場合には、仮校舎の建設や現校舎の解体後に新校舎の建設に着手しなければならず、結果として新校舎の完成が遅くなります。さらに、旧工業技術センター跡地には仮校舎が設置され、同時に現在地では解体や建設工事が行われる状況となり、その間はグラウンドが使えないことにもなります。このため、現有校舎を使用しながら新校舎を建設する方がより短時間で完成し、施設全体の整備に要する費用も最小限に抑えられるものと考えています。

以上でございます。

宮本部会長 ありがとうございます。今のご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

附属資料の14を見ますと、現況の1人当たりの面積というのは、他の高校と比べて半分位なんですね。ということは、かなり劣悪な環境で、今、三女高の生徒さんが我慢しておられるというように考えられるわけですね。

この点はよろしいでしょうか。

それでは、その次、議事の「(2)答申案」についてということで、これについて審議してまいりたいと思います。

まず、お手元の答申案につきまして、取りまとめの経緯を含めまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

志伯行政
評価室長

それでは、私の方から答申案につきまして、その経緯等も含め、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1というものがございます。もう一つ、別添という形で審議経過というものがございます。それにプラスして各資料があるわけですが、まず経過についてご説明をしたいということから、別添から説明をさせていただきたいと思います。

別添の審議経過について、1ページをおめくりをさせていただきたいと思います。

一番左側が評価調書、いわゆる県が最初に作りました評価調書でございます。二番目が各委員から、第1回、第2回の部会で質問、意見を出された項目。それから、これに対して、県の方から回答もしくは説明、そして対応方針について説明があった部分です。

一番右側の網かけの部分、これは第2回の部会において、部会長の方から答申案に盛り込むべき事項があればということでもとめていただいた内容でございます。内容について、順を追って説明をさせていただきます。

1ページについては、事業が社会経済情勢から見て必要であるか、いわゆる必要性についてのことでございました。これに対して、各委員の先生方からは、宮城県における高校のあり方の全体構想、こういうものの中から建て替えといいますが、改築ということを見なければならぬのではないかという意見が出されました。これに対して県ではそれぞれ資料を出しまして、いわゆる人口動向とか推計とか、そういうものを提出し、説明をしております。

最終的に、それでは答申に盛り込むべき事項についてどういうものかということについては、県立学校の将来構想の中で位置付けるべきじゃないかとか、それから計画を進める中でワークショップなどの県民からの意見というものを聴いていくべきではないかという意見が出されております。

次に、2ページについては特にございませんで、3ページをお開きいただきたいと思います。

これは事業の時期等についてでございますが、これにつきましては、委員の方から、築後かなり経過しており、特に耐震関係が話題になりました。これにつきましては、それぞれ、平成9年度に行った耐震診断の結果から見れば、いわゆる宮城県沖地震の可能性、こういうものも言われている段階で、耐震関係についての安全というものを考える必要があるのではないかという意見が出されております。

次に、手法が適切であるかどうかということにつきましては、PFIについて議論がなされました。この時には単独ではあまりメリットは薄いけれども、複数校をまとめてやる場合には、スケールメリットというものの可能性もあるのではないかという意見が出されております。

次に4ページをご覧ください。環境に関する事項でございます。

これは第1回だと思いますが、環境に関しては工事中のプライバシーの関係とか、そういう話も出ました。盛り込むべき事項につきましては、ライフサイクルアセスメントなどによる評価についても、早い時期に検討してほしいという意見が出ております。

次に5ページでございます。想定されるリスク、国の補助の見直しとか、6・3・3制の学制改革とか、第2グラウンドと校舎が離れているということの生徒の安全性とか、そういうことについて議論が出されております。これに関しては、リスクを明らかにしてリスクを認識すべきだと、それに対応を考えておくべきだということ、それから活断層の付近にありますので、ボーリングとかそういう調査をし

っかりして事業を行うべきであるという意見が出されております。これらに基づきまして、答申案を各先生方と相談しながら作らせていただいたのが資料1でございます。

資料1についてご説明をさせていただきます。

まず、体裁でございますが、委員長と部会長の連名になっております。これは条例上、委員会に諮問され、委員会は部会にこの審議について任せております。部会での決定、審議結果は委員会の決定とみなすということでございますので、委員長から知事あてに答申はしますが、その責任の所在といえますか、部会での決定ということから連名という形でやっております。

それでは、答申の内容について、ご説明させていただきます。

「宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について（答申）」、これはそれぞれ評価条例の6条等に基づき諮問があったものについて、別紙のとおり答申し、審議の経過については、別添「審議経過」を添付するというところでございます。

ページをめくっていただきまして、別紙について、これが答申の内容でございますが、ご説明します。

まず、4段落に分けております。最初の2行、これが結論でございますが、「この事業を実施することは妥当と認めます」。「ただし」、「したがって」とありますが、県が「評価調書」を作成したのでございますが、それについて評価の内容が十分とは認められなかった、したがって、「評価書」を作成するに当たっては、部会での審議で、事業担当部局が説明した内容と追加資料、また、県民意見聴取に寄せられた意見に対する県の対応、これらも書き加えるとともに、大きく四つございまして、下記に掲げる事項について検討を行って、その結果を評価書に適切に反映することを求める内容となっております。

「なお書き」がございまして、これは直接諮問・答申ということから離れるかもしれないけれども、地震の発生確率が高いことを考慮して、これから既存の校舎を使いながら建築していくわけですので、生徒や教職員の安全対策について万全を期すように、付言ということでまとめております。

「記」以下について、ご説明をさせていただきます。

1番は、県立高校の改築事業を行う際には、県立高校の全体構想を踏まえて事業を行う必要があり、今回の事業については、県から説明があったけれども、高校の生徒数の将来予測とか、将来構想、こういうものを踏まえて事業を実施しているということを県民に知らせるといふか、説明責任がございまして、評価書に明記しなさいということが1番でございます。

それから次のページ、2番でございます。この敷地が、「長町利府活断層」の付近に位置しておりますので、ボーリング等綿密な地盤調査をして事業を行いなさいということでございます。

次に3番ですが、大規模事業評価の対象となるような事業については、今、環境負荷の考慮が不可欠な状況になっております。設計段階で、ライフサイクルアセスメントなどによる環境評価を実施し、環境負荷の軽減に努めるべきであるので、この事業に関して、環境評価の試行を検討してみたいかということでございます。

次に4番ですが、この事業を実施する際にはリスクというものがあるでしょう、例えば国の補助制度の見直しとか、学制改革とか、そういうことを予め適切に把握して、この対応策について十分検討し、その結果を評価書に記載しなさいというこ

とでございます。

その他、附帯意見という形で、これはこういう意見が出されたので、事業を進める際には参考にしてくださいというまとめ方で、一つは校舎等の機能を検討する際には、利用する立場の方の意見も聴いて、よりよい教育環境に努めなさい。それから、事業の手法として、例えば複数の高校をまとめて整備するということになれば、スケールメリットも生じて、PFIの導入が可能になることもあるから、今後これを参考にすること、ということでございます。以上でございます。

宮本部長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方からご説明いただいた内容でございますが、委員の方々には事前にご意見を頂きながら、何回かキャッチボールをしながら改訂してきております。そういう過程はとりましたけれども、最終確認を今からさせていただきながら、この案についての決定をしていく、答申案を答申に変えていきたいと考えております。

この中で、まず全体でございますが、基本的には第1回の部会で担当部局の方からお出しいただきました大規模事業評価調書というものに対して十分であったかどうか、ということが答申の基本的な内容になってまいります。当初頂いたものは、あまりにも分量自体ございませんでしたけれども、いろいろなところで我々とすれば十分ではないというふうに考えたというところでございます。

ここで重要なことは、当初の調書と、それから1回目、2回目、そして今日の最初に補足説明ございましたけれども、それまでは既にあるものだと。それまでは評価調書に含まれるものだという前提の下に、それに加えてここに掲げております1番から4番までの内容について、追加検討の上、適切に調書を改訂していただきたいという趣旨でございます。ですから、ここに書いてあるものだけが加わればいいのかというのではなくて、あくまでも最初に出てまいりましたこのA4表裏2枚の調書に加えて、1回目、2回目、そして今日最初の補足説明、それは既に前提としてあると。それに加えてこの4項目というのが趣旨でございますので、特に教育庁の方ではその点お間違いのないようお願いしたいと思います。

そして、今からここで先ず委員の方々から追加意見を頂きながら、最終的な確認とっていきたくております。その後、事業担当部局であります県教育庁の方からも、内容についてご理解いただいているかどうかといいますが、記述の仕方が悪かった場合は誤解もあるかもわかりません。ですから、内容について特に問題がないか、ご理解いただけるかということを中心にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一つ、確認でございますが、(委員宛に直接送付された意見書の束を示して)これだけご意見を頂いておりますけれども、これのほとんどは男女共学化に対するご意見として頂いておりますのは事実でございます。これはあくまで事実でございます。それにつきましては、前回の2回目のこの部会におきまして、第三女子高等学校の共学化についてはどういうふうに今までの決定がなされているのかということを確認いたしました。平成13年3月時点において共学化ということはもう決定済みだということで、それについては十分に議論されているということのご説明がございました。この部会におきまして、そこまで遡って議論をするというのは部会の使命ということからいけば適切でないという判断の下に、その前提の下にこの校舎の建て替えという事業ということに着眼をしながら、完全に共学化から離れる

訳にはいきませんが、それを踏まえての事業計画として適切かどうかということ審議してきたということですので、その点確認させていただきたいと思います。

今の確認も含めまして、委員の方々からご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

浅野副部長 質問したいのですが、内容で構わないですね。この答申案。別紙の本文の3段落目ですけれども、「したがって」から3行の最後の方に、何と何を「書き加えるとともに」というふうな表現されているのですけれども、この「書き加えるとともに」という表現の中身、抽象的にちょっと私もよく分からないのですが、どういうことを言おうとしているのか。

それから、このまま送った場合に、受け手として何をどう書き加えるのかということが理解してもらえるか、どうか。その辺のところをちょっとご質問したいと思います。

宮本部長 文章は修正した方がいいというご意見は当然あるかと思いますが、ここの趣旨といたしましては、先程私が申し上げましたとおり、前2回の部会と今日補足説明がございました、その件につきましては当然のことながら、この調書に書き加えていただきたいということですのでございます。説明用に出てきました資料とそれから口頭でのご回答につきまして、それを本文に入れるか、あるいは附属資料にするかということはお任せいたしますけれども、その評価調書の中に加えてくださいという趣旨でございます。それに加えて、以下の4項目という趣旨でございます。

文章として、これはいかがでしょうか。そういう趣旨でございますが、まず、その趣旨につきましてご意見頂きたいと思いますが。

これは、実は昨年の農短大の時もこういう趣旨で答申をさせていただいております。その時の文書の仕方が余り明確でなかったのか、あるいは時間的に制約があって十分対応されなかったのかということで、調書の改定版につきましては、あまり十分でなかったということが最終的に個人の意見として何人かの委員の方々が表示されて、それにつきましては去年の第4回目部会でも議論したとおりでございます。

浅野副部長 今までの検討経過を全部活かすという趣旨ですよね。趣旨を活かすということで、この「書き加える」というのは、そのところを表現をもうちょっとうまく検討していただいた方がいいのでは。

宮本部長 ここでの議論は、実はホームページでも公開されておりますし、議事録に載っておりますけれども、最終的に出てきますのは評価書という形で出てきますので、評価書に現れなかったここでの議論というものは、県民になかなか情報として伝わらないだろうという趣旨がこの中にはございます。

ですから、今、浅野副部長が言われたとおり、ちょっと文書として適切でないということならば、文章を直した方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

「並びに」の前までは明確ですよ、追加資料ですから。だから、「並びに」の後の……。

浅野 単に「書き加える」じゃなくて、「書き加える」というとそのままそっくり書き
副部長 加えるということなのか、抜粋しろというのか、趣旨を活かすというようなことな
のかというようなことだと思っておりますけれども、趣旨を活かすということを表現で
きるような言葉で書いていただいた方が、分かりますか、「書き加える」という言
葉で。

志伯行政 「書き加える」という表現は、これまでの部会で委員から意見が出され、それに
評価室長 対して事業担当部局から説明がございました。その説明で委員にご了解いただいた
部分については、その説明内容の趣旨を「評価書」に反映しなさいという意味で、
「書き加える」としております。

一方で、答申書の記以下の4項目については、「検討を行い、その結果を反映さ
せる」としてしておりますが、今申し上げましたとおり、審議の中で説明済みで了解と
なった部分については、検討を行う必要がございませんので、「検討を行い」にか
からないよう、「書き加えるとともに」という表現になったものです。

宮本部長 この「県の対応」の後ですが、「の趣旨を追加するとともに」というのではだめ
でしょうか。

浅野 だと、より分かりやすいと思います。
副部長

宮本部長 ですから、この「県民意見聴取に」から始まる部分の後に『県の対応』の趣旨を
追加するとともに、下記に掲げる事項について』というふうに繋げるということ
でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) よろしいでしょうか。じゃこのよう
に訂正させていただきます。それ以外いかがでしょうか。

小山委員お願いします。

小山委員 今日、ご説明いただきました学校施設保有面積の件ですけれども、こちらの方
ですが、整備面積と第三女子高の校地の整備面積ということで、1人当たり62.3
4平米ということで記載がありますけれども、附属資料10番、45ページの施設
整備概要の土地ですが、こちらを見ますと、現敷地というところに法面等を除く有
効面積約1万9,000平米。その合計の所に、法面等を除く有効面積約3万8,
046平米という記載があります。そうしますと、有効面積でいきますと51ペー
ジの整備面積なんですけれども、3万8,046平米となりまして、それで1人当
たりの面積としましては45.29平米ということで、現況と比べますと1人当
たりの面積は増えるとは思いますが、他の富谷高校、仙台東高校、向山高校と比べ
ると、法面を考えない有効面積で計算するとやはり狭いのかなと思いますが、こ
ちらの比較については、富谷高校、仙台東高校、向山高校についても法面とかを
入れて計算なさっているのでしょうか。

宮本部長 ご質問になりましたが、いかがでしょうか。

高橋 この資料には法面積とか、そういったものも全部含まれている面積でございます。
総務課長

宮本部長 資料として、どちらの数字を使うのが適切な資料かということだと思いますけれども、法面積を入れて出すというのはどういうことなのでしょうね。

若 生 今回提出させていただいた資料の基準でございますが、文部科学省の省令がございまして、高等学校設置基準というのがあるんですけれども、これが法面を含めた形での基準になっています。ですから、部長おっしゃるように実際は有効面積で比べるのが普通だとは思いますが、今回の資料提出に当たっては文部科学省の基準に沿って比較をさせていただいたというような経過がございます。

小山委員 それでは、法面積を除いた有効面積での比較もやっていただきたいと思います。

若 生 分かりました。
教育次長

宮本部長 文部科学省の基準はそうかもわかりませんが、逆に生徒の立場からすれば何なのかということで、使う立場といいますか、県民の立場からの指標も併記していただくのが望ましいと思います。よろしくお願いします。

それ以外いかがでしょうか。

ここでは四つの項目、まず1番目は全体構想を離れて、1個1個の高校を議論するというのはなかなか大規模事業評価という意味でいっても適切ではないのじゃないだろうかということが背景にあると思います。ですから、全体の構想を踏まえてどういうふうにしていくのかということ、教育庁としてはお考えをお持ちだということでございましたけれども、明確にここで表現されていないということがやはり問題ではないかというのが、1番目の指摘でございます。

2番目は、宮城県沖地震の話もございまして、特に直下型の断層の近くにあるということで、この点についてはよく検討してくださいと。

3番目は、最近のこういう公共建築においては、いわゆる環境のライフサイクルアセスメントというのがなされて、それに対してISOの認証なんかも取っているというようなことも流れとしてございます。それについてもご検討いただきたいということだと思います。

4番目は、これはどれがリスクかというのはなかなか難しいかもわかりませんが、少なくとも当初の調書の中において、「想定されるリスクはない」ということは、物すごく危ないことだと思うんですね。やはりいろいろなことをリスク要因と考えながら、対応をとっていただくということ、特に財政的な問題あるいは学校制度の問題というものがなかなか大きな問題じゃないかと捉えております。

附帯意見では、これはあくまでも附帯意見ということでございますけれども、学校というものをどういうふうに使っていくのかということ、もう少しいろいろな形で議論していただくというのも有意義じゃないだろうか。

2番目の方は、これは最初の全体の構想、他の県立高校全部含めての議論にも関わってまいります。どういうようなスケジュールで改築等を行うならば、それに併せて、場合によれば、いわゆるPFIと呼ばれるような新しい手法も効率的な手段としては考えられるのではないだろうか。それについても今回は時間的に難しいかもわかりませんが、全体的にはお考えいただきたいという要望でございます。

いかがでしょうか。内容、それから表現、委員の方々から特にございませんでしょうか。

事前の作成段階におきまして、委員の方々からのご意見は最大限反映させていただいたつもりではございます。よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

一応、今のところ、我々の部会の意見としては、こういう形で知事に答申させていただきたいと考えておりますが、逆にこの答申を担当事業部局であります教育庁さんの方でご理解いただけなかったら意味がない訳でございます。ですから、表現の問題、あるいは個々の言葉の使い方も含めて、特に分からないところだとか、疑問のあるところにつきましてご指摘いただければ、それに対しては我々の方としてはまた表現、あるいは内容を検討させていただきます。

特に先程も申し上げましたけれども、昨年の農短大ではこの答申を行ってから改定までの時間が短かったということもあるとは思いますが、我々全員の意見とは必ずしも申し上げませんけれども、多数の委員から、その修正があまりにも十分でないという意見が出ております。それにつきましては、後程またこれが終わってから事務局の方にもお聴きしたいと思っておりますけれども、そういう経緯がございますので、特に今まで議論になりましたところ、そして、特にこの文章表記に関しますところにつきまして、教育庁のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

若 生 今日まで3回にわたりまして、いろいろご審議をいただき、ありがとうございます。教育次長 今回出されました評価についての内容を、我々もあらゆる面でもう一度検討を深めながら、実施していきたいと考えております。そういった意味で、委員の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。

内容についてでございますが、我々としても今まで3回の経緯を踏まえまして、十分理解できる内容でございますので、特にこちらとしての意見はございません。ありがとうございます。

宮本部長 どうもありがとうございました。それでは、今教育庁の方からご見解をいただきましたので、先程の別紙の3段目ですね、ここに浅野副部長からご指摘のありました文章だけは直させていただきますけれども、そこを直した上で、答申としてよろしいでしょうか。

志 伯 行政 答申案を直してきましたので、お配りします。評価室長

宮本部長 それでは、ご確認いただきたいと思います。修正いただいたところは別紙の第3段落目でございますが、3行目、『県の対応』の趣旨を追加するとともに、下記に掲げる事項について検討を行い、その結果を評価書に適切に反映させることを求めます。』ということでございます。よろしいでしょうか。

では、これをもちまして、後程私の方から知事の方に答申をさせていただきたいというふうに考えております。

教育庁の方々と一緒にいるのは今日が最終回かと思っておりますので、改めてお願いなんです。特に別紙の「なお書き」の所でございますけれども、第三女子高等学校の現状ということでいきますと、実はいろいろな意見を頂きまして、その中で

男女共学の話は一応決定済みということで、ここでは議論をしなかったわけですが、この中で建物の話だとかなんかで色々なご意見を実は頂いております。先日、第三女子高等学校にお邪魔しまして全部見せていただきました。やはり、早急に対応をとっていただきたいというのが、全体を見させていただいた感想でございます。

特に、地震をはじめとして構造的な問題として、まず問題はあるだろうと。平成9年に耐力度調査でそういう判断が出ているということがございます。その割には、かなり遅いという印象を持たざるを得ないかなと。そして、この前も地震の後だったこともありますけれども、私は構造の専門ではありませんが、大丈夫かなという気がちょっとしておりますので、それにつきましても早急に対応をとっていただきたいというふうに思います。もう一つは先程面積にもございますが、機能的にもやはりかなり大変な状況じゃないかというふうに思います。ですから、構造的な話とか機能的な話、両方からいって、なるべく早急な対応をとっていただきながら、新校舎が建つためには物理的な時間も要しますけれども、その過程におきまして適切な対応をとっていただきたいという、この「なお書き」を特に尊重していただければというふうに私の方からお願いしたいと思います。

その他、特にご意見ございませんでしょう、委員の方々から。

はい、それでは事務局の方からこの第三女子高等学校の審議につきまして、ご意見ございますでしょうか。あと、何かございますでしょうか。教育庁の方はよろしいでしょうか。第三女子高等学校の件に関しまして、さっきの答申ということでよろしいでしょうか。

志伯行政 評価室長 この第三女子高等学校の評価の関係につきましては、今日知事に答申をしていただきます。その答申を受けて、教育庁では時間がかかりございます、1カ月以上ございますが、その期間で検討して評価書を作ります。その評価書ができた時に公表、それから議会報告等がございます。同時に、委員の方にも、郵送になるかと思いますが、事務局から送付をさせていただきたいと思います。以上でございます。

宮本部長 ありがとうございます。それでは、この第三女子高等学校の答申につきましては、審議あるいは議論を終わらせていただきます。もう1件、予定にはないのですが、実は先程もちょっと申し上げましたが、去年の農業短期大学の件につきまして、発言させていただきます。我々が答申した後、評価調書の修正というのがございました。これは昨年度の終わりに、この部会の親委員会になります行政評価委員会でも私発言させていただきましたけれども、客観的に見ましてどうも十分でないということでございます。それにつきましては、特別に第4回の部会を昨年開催させていただきましたし、あるいはその後、私も含めて何名かの委員からは個人的な意見ということを表明させていただいております。それにつきまして、ホームページにも載せていただいているかとは思いますが、その後、実はどういうふうになったかということをお聞きしておりません。ですので、今日、本年度予定しております大規模事業評価部会としては最終回ということでございますので、その進捗過程につきまして、事務局の方から何らかのご報告いただけるかと思っております。よろしく申し上げます。

志伯行政 評価室長 この件については、正式に聴いたということでもございませんので、私どもで宮城県農業短期大学再編整備推進事業、去年審議していただいた事業の現況といいま

すか、今どうなっているかという部分について、聴いた範囲でご説明をさせていただきたいと思います。

答申を頂いた後、評価書を作成しました。評価書の内容について、今、部会長からお話しあったように、ちょっと不十分ではないかというお話がございました。それで、第4回の部会を開いていただいて、その時に、県の方から現況や今後の対応について、各先生方に報告をさせていただきました。

その後、今年1月末時点での現況を、項目で10項目ございましたが、回答といえますか、その状況をお伝えしました。

今9月ですが、その後どうなっているかということでございますので、その点についてご説明させていただきますと、まず17年4月の開学、これについては変更はないということでございます。再来年開校に向けて現在どういう状況かと申しますと、例えば答申といえますか、評価書の中で今後の大学のあり方について宮城大学食産業学部(仮称)設置準備委員会というものを設置して、それでもっているいろいろ外部の意見を聴きながら、決定していきますという答えがございましたが、この準備委員会をこれまでに3回開催し、審議をしているということでございます。特に第3回の委員会では、食産業学部(仮称)の教育課程とか、人材育成の考え方とか、新学部採用予定教員の基本方針とか、キャンパスの空間整備の設計方針とか、こういうことの議論がなされました。

それから、農業短期大学が宮城大学の方に編入されるわけだけれども、宮城大学との話し合いという部分は十分かというようなお話もございました。これにつきましては、現在、「全学共通教育検討委員会」を開催し、共通教育の関係でこのカリキュラムとか、体系、それから教員組織について、宮城大学の教員を交えた検討会ということで、事業を進めているということでございます。

それから、ハード面につきましては、基本設計について、この9月いっぱい位でまとまるであろうということでございます。

それから申請関係では、文部科学省の事前審議については第1回目を終えました。ここでの大きな指摘というものはございませんということでございます。

それから、需要調査をやるべきじゃないかというお話がございました。これについては、平成6年、7年といういわゆる古いデータだったので、早急にやるべきでないかということがございました。進学という関係から、高校生を対象にする調査については夏休み前に実施し、今集計しているということでございます。

それから、ニーズ調査といえますか、就職先といえますか、事業所向けに対するアンケート調査については10月に行う予定だということでございます。以上でございます。

宮本部会長　　いかがでしょう、この件につきまして委員の方からご意見をいただければと思いますが。それらについては、大規模事業評価部会の答申に対してちゃんとお答えいただく形で公開されているのでしょうか。

志伯行政 評価室長　　いわゆる10項目ございまして、それで今お話ししたように、例えば1番目については需要調査……。

宮本部長 私の申し上げているのは、当然検討をされているのは間違いないと思いますが、検討結果につきまして、何らかの形で大規模事業評価部会の答申に対して、こういうふうに対応をとっておられるという形で明確にホームページだとか、あるいは何らかの資料として公開していただいていますでしょうか。

志伯行政
評価室長 例えば、今お話ししました答申に対する対応という形での公表ということはしてないと思います。してるのはどういうふうにしてるかといいますと、食産業学部(仮称)の設置準備委員会の議事録を公表するかというような形と聞いています。

宮本部長 大規模事業評価部会の位置付けだと思うのですがけれども、大規模事業評価を行った、答申をさせていただいた。それに対して評価調書が改定された。けれども不十分であったと。それについては、この部会でも公の場で指摘させていただきながら、もう一回昨年度末の親委員会であるところの行政評価委員会におきましても、明確にその点を指摘させていただいております。それについて、大規模事業評価部会に対しての明確な対応がないということは、これはこういう評価部会に対して存在意義自体を危うくするものじゃないかなというふうに、私は非常に危惧しております。少なくとも、こういう形でこちらからボールを投げているわけですから、それに対しては県民にわかる形で、公開する形で、適切な対応をとっていただかなければ評価部会自体答申してもそれは吸い込まれただけで、適当に後でやりますよと言われてもしょうがないと思うのです。

特に、これは担当事業局についても、私からそういう意見をこの評価部会で申し上げたということをお伝えいただきたいと思います。

特に、これは行政評価制度自体の問題に関わってくると思うんですね。ですから、あくまでもそれだけの役割しか我々が果たせないというのだったら、それはそれだということだと思いますけれども、私とすればこれだけの委員の方に、ここでは2時間か3時間かける3回かもわかりませんが、それ以外に物すごく時間を費やして、県の行政のために貢献しようと思ってやっているわけなんですね。それに対して、行政の方からも適切に対応していただかなければ、こういう評価制度自体がやはり問題になってくるのではないだろうかというのは、私は非常に危惧しております。

その他、いかがでしょうか。

今の件は、あくまでも部会における部会長からの発言だというふうに捉えていただいて結構だと思います。

それでは、今日の審議あるいは議事につきましては以上で終わらせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

では、あと事務局よろしくお願いします。

司 会 以上をもちまして、平成15年度第3回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。